

定額給付金の

申請手続きはお済みですか？

定額給付金・子育て応援特別手当を受け取るためには申請が必要です。

申請には期限があり、申請書の提出期限（平成21年10月23日金）を過ぎると受け取ることができませんので、お早めに手続きをしてください。

※申請書は4月下旬に対象の全世帯の世帯主あてに送付しています。ただし、外国人の方は個人あてに送付しています。

申請は、郵送のほか市役所で窓口申請（5階58番定額給付金担当）することもできます。

申請方法

郵送された申請書に必要な事項をご記入の上、次の①②③を同封の返信用封筒に入れて返送してください。

①申請書

②申請者（世帯主）本人であることを確認できる書類の写し（コピー）※1

③振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し（コピー）※2

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、年金手帳、健康保険証等。外国人の方は外国人登録証明書。

◎なりすまし等の不正受給を防ぐために必要です。

※2 通帳のコピーは金融機関・支店名、口座番号、口座名義人がカタカナで表示されている部分のみ（表紙の次のページ）。

◎振り込み間違いを防ぐために必要です。

●申請者は、原則として世帯主となります。

●振込先の口座は、世帯主ご本人の振込口座を指定してください。

ただし、世帯主の方の口座がない場合は、同じ世帯の方であれば、世帯主以外の方の口座を指定することができます。

※指定口座への振り込みは、申請をしてから1か月程度かかります。

次のようなケースは遠慮なくお問い合わせください。

- ・申請書が届いていない、紛失してしまった
- ・申請書の書き方がわからない

現金給付について

7月1日(水)より受付を開始します。やむを得ない事情等により口座をお持ちでない方は、申請書の振込口座記入欄に、「現金での給付を希望します。」とご記入の上、郵送により申請してください（窓口申請可…市役所5階58番定額給付金担当）。後日、指定する期間内に市役所へお越しいただき、現金給付いたします。

対象者および給付金額

定額給付金

平成21年2月1日現在で朝霞市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録している方（短期滞在・在留資格のない方は除く）に支給されます。

対象者1人につき12,000円

（ただし、平成21年2月1日において、65歳以上と18歳以下の方は、1人につき20,000円）

※65歳以上の方……昭和19年2月2日以前に生まれた方

18歳以下の方……平成2年2月2日以降に生まれた方

子育て応援特別手当

平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子で、次の①②③すべてに該当する子の世帯の世帯主に支給されます。

①同一世帯に平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれの子が2人以上いること

②第2子以降の子（第1子の子は対象となりません）

③平成21年2月1日において住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている子
対象となる子 1人につき36,000円

問い合わせ／定額給付金事業プロジェクトチーム 内線3801～2